

マイプラネット規定

第1条（預金契約の成立）

当行はお客さまからこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

第1条の2（預金の預入れ）

- (1) 「マイプラネット」（以下「この預金」といいます。）の預入れは1回3,000円以上100円単位とし、預入れの都度、各々個別の定期預金とします。
- (2) この預金への預入れは、口座振替のほか、当店では現金、小切手その他の証券類により預入れることができます。また当行本支店のどこの店舗でも現金により預入れることができます。この場合は必ず通帳を持参してください。
- (3) ATMによる預入れについては、1回の預入れ金額はそのATMに表示された範囲内とし、ATMに通帳を現金とともに挿入してください。ATMにより現金を確認したうえで受入れます。

第2条（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ当店で返却します。

第3条（口座振替による預入れ・中止等）

- (1) この預金は口座振替の方法により預入れができます。この場合、引落指定口座、振替サイクル、振替日、振替金額等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。
- (2) 指定された振替日に、引落指定口座からこの預金の預入れの際、次のいずれかに該当する場合は、特に通知することなく、その月の口座振替を中止します。
 - ①引落指定口座の預金残高が振替金額に満たないとき。
 - ②振替によりこの預金の非課税貯蓄の限度を超過するとき。

第4条（預金の種類・継続方法等）

この預金への預入れおよび継続は、あらかじめ指定を受けた預入コース、課税区分により次のとおり取扱います。

(1) 自由型の場合

- ①各預入日に作成する定期預金の種類は、自動継続期日指定定期預金とします。
- ②第1号により預入された各預入番号の定期預金は満期日にその元利金をもって自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

(2) 受取方法指定型の場合

各預入れまたは継続の都度、あらかじめ「積立定期預金ご新約申込書」により指定を受けた受取までの期間に応じ、次の種類・方法により定期預金を作成し、この預金に預入れます。なお、この預金は最終の受取日の1か月前の応当日まで預入れることができます。

①預入日から受取日までの期間が1か月以上1年未満の場合

各預入日に受取日を満期日とする期間1か月、2か月、3か月、6か月もしくは満期日指定型のスーパー定期預金とします。

②預入日から受取日までの期間が1年以上3年以下の場合

各預入日に受取日を満期日とする期日指定定期預金とします。

③預入日から受取日までの期間が3年超の場合

イ. 預入日から受取日までの期間が3年超3年1か月未満の場合には、各預入日にまず期間1年のスーパー定期預金と

し、その満期日に元利合計金額をもって受取日を満期日とする期日指定定期預金に継続します。

ロ. 預入日から受取日までの期間が3年1か月以上の場合には、各預入日にまず預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金とし、その満期日に元利合計金額をもって第1号、第2号、第3号イの方法（この場合「預入日」は「継続日」とします。）により、受取日までの期間（以下「残りの期間」といいます。）に応じた定期預金に継続します。

ハ. 前記ロ. の場合に残り期間が3年1か月以上となるときは、前記ロ. の方法（この場合「預入日」は「継続日」とします。）により、残り期間に応じた定期預金に継続します。

第5条（支払時期）

（1）自由型の場合

①第4条第1項自由型の場合の各預入番号の定期預金は、継続停止の申出があった場合に支払います。

②定期預金の種類が期日指定定期預金の場合には、預入日（継続の場合は継続日）から1年経過した後は、満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときはその預金は変更後の満期日以降に支払います。なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には1万円以上の金額で指定してください。また、変更後の満期日から1か月を経過しても解約されなかった場合は、満期日の変更はなかったものとします。

（2）受取方法指定型の場合

①第4条第2項受取方法指定型の場合の各預入番号の定期預金は受取日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「受取指定口座」といいます。）に入金します。

②第1号の元利金は別に提出された所定の書面により、次のとおり取扱います。

イ. 受取日の金額指定がない場合

第1号の元利金を受取指定口座に入金します。

ロ. 受取日の金額指定がある場合

（イ）指定された金額（以下「指定金額」といいます。）を第1号の利息とともに受取指定口座に入金します。

（ロ）第1号の元金が指定金額以下の場合は第1号の元利金を受取指定口座に入金します。

③複数の受取日の指定をうけた場合には、各受取日ごとに第1号、第2号の取扱いをします。ただし、最終受取日以外の各受取日の1か月前応当日（以下各受取日の1か月前応当日を「預入期限」といいます。）の翌営業日以後各受取日までを預入日とする各預入番号の定期預金については、次の受取日にこの取扱いをします。なお、最終受取日の金額指定はできません。

④定期預金の種類が期日指定定期預金の場合には、預入日（継続の場合は継続日）から1年経過した後は、満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以降に支払います。ただし、各預入番号の期日指定定期預金の受取日後の日を満期日にすることはできません。なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には1万円以上の金額で指定してください。また、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合または変更後の満期日以後解約されないまま受取日が到来した場合には、満期日の変更はなかったものとします。

⑤受取日指定方式の場合、最終受取日（満期日）は自動解約いたしません。この場合、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

（3）第2項第2号口の指定金額を変更するときは、受取日の前営業日までに書面によって当店へ届出てください。

第6条（利息）

（1）この預金口座の各預入番号の定期預金の利息は、預入日（継続の場合は継続日）現在における当行所定の利率を適用し、次のとおり計算します。

①期日指定定期預金の場合

利息は、預入日（継続の場合は継続日）から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。

- イ. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、当行所定の期日指定定期預金の2年未満の利率
- ロ. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、当行所定の期日指定定期預金2年以上の利率

②スーパー定期預金の場合

イ. 利息は、預入日（継続の場合は継続日）から満期日の前日までの期間について当行所定のスーパー定期預金により計算します。

- (2) 継続後の預金についても第1項と同様の方法によります。
- (3) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後に当該定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) の 2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当行がお客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約をする場合および第8条第2項、第3項の規定により解約する場合、その利率は預入日（継続の場合は継続日）から解約日の前日までの日数について各預入番号の定期預金の種類により次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

①期日指定定期預金の場合（小数点第4位以下は切捨てます。計算方法は1年複利とします。）

- イ. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ロ. 6か月以上1年未満・・・・・・・・「2年以上」利率×40%
- ハ. 1年以上1年6か月未満・・・・「2年以上」利率×50%
- ニ. 1年6か月以上2年未満・・・・「2年以上」利率×60%
- ホ. 2年以上2年6か月未満・・・・「2年以上」利率×70%
- ヘ. 2年6か月以上3年未満・・・・「2年以上」利率×90%

②スーパー定期預金の場合

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）

- イ. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ロ. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×50%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

第7条（取引の制限）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていないときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

第8条（預金の解約・書替継続）

- (1) この預金を解約（各預入番号の明細を解約する場合があります。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。満期日自動解約の場合は満期日に指定口座へ元利金を自動入金します。満期日以降、当該通帳は無効になります。
- (1) の2 前項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第14条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
 - ⑦上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。またこの解約により当行に損害が生じたときにはその損害金を支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴

力団員等を利用していると認められる関係を有すること

二、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

イ、暴力的な要求行為

ロ、法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ、風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

ホ、その他イからニに準ずる行為

第9条（受取日の取扱い）

(1) 第4条第2項受取方法指定型の場合、受取日は別に提出された所定の書面により指定された日とします。

(2) 受取日の指定は次のいずれかの方法によります。

①申込日より6か月以上20年以内で、あらかじめ任意の日を受取日として指定できます。この場合、指定できる受取日は4回までとします。また、各受取日までの期間は6か月以上とします。

②初回受取日と次の受取日までの期間を指定できます。この場合の期間は6か月、1年、2年、3年のいずれかとします。

また、特に申出のない限り、初回受取日からあらかじめ指定をうけた期間ごとの応当日を受取日とします。

(3) 初回入金後に初回受取日の変更はできません。あらかじめ複数の任意の日を受取日として指定をうけた場合には、第2回目の受取日の変更は、初回受取日の預入期限到来前に限り取扱います。第3回目の受取日の変更は、第2回目の受取日の預入期限到来前に限り取扱います。第4回目の受取日の変更は、第3回目の受取日の預入期限到来前に限り取扱います。

第10条（通帳の記載方法）

(1) 複数の定期預金を同時期に支払う場合は、これらを合計で記帳させていただきます。

(2) 「お預り金残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預かりしている定期預金の総額を記帳いたします。

第11条（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当な期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、再発行の場合は、当行所定の再発行手数料を申し受けます。

第12条（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届出てください。

(4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前四項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人・保佐人・補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

第13条 (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

第14条 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第15条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出印を押印した当行所定の払戻請求書とともに通帳を直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第16条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第3項各号の一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第17条 (盗難に遭った通帳等による不正な預金払戻し等)

- (1) 盗難に遭った通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といい、当該払戻しが行われた預金を以下「当該預金」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示

していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗難に遭った日（通帳等が盗難に遭った日が明らかでないときは、盗難に遭った通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 当該払戻しが預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して発生したこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当行は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った被害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (7) 当行が第 2 項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第 2 項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

第 18 条（預金の払戻しにおける本人確認）

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の掲示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

第 19 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に関する規定が適用されるものとします。この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行ホームページ「休眠預金等活用法に係る預金の異動事由」に掲げる異動が最後にあった日。
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次頁で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次頁において定める日。
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当行があらかじめ預金

保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りま
す。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうも
のとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日

(自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日)

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

A. 異動事由(当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)

B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場
合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構
に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りま
す。

③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が
解除された日

④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと
当該手続が終了した日

第20条(積立定期預金の通帳取引にかかる預金の最終異動日等)

積立定期預金通帳内の各定期預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第19条第2項において定める事
由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

第21条(休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預
金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この
場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金
等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出およ
び支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例に
よる処分を含みます。)が行われたこと

②この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求す
ることを約します。

①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこ
と

第22条(規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものと
します。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インター
ネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)